

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十五第

月六年五十和昭

論叢

支那に於ける農地の典に就いて……………經濟學博士 八木芳之助
統制經濟下に於ける統計と經理……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

利潤統制の革新的意義……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

清末紙幣考……………經濟學士 徳永清行

『道德情操論』の研究……………經濟學士 白杉庄一郎

徳川時代に於ける丹後縮緬機業の發展過程……………經濟學士 堀江英一

說苑

價格に於ける歴史的傳統性……………經濟學士 桑原晉

北陸の漆器工業……………經濟學士 田杉競

附錄

彙報

外國雜誌論題

本誌第五十卷總目錄

研究

清末紙幣考

——特に大清銀行の發券事項について——

德永清行

支那に於ける事物の發生についてその萌芽を稽考する立場に於てならば、羅針盤、指南車の如きが歐洲に先つこと十世紀即ち西紀三、四世紀の頃支那に於て發明されたりと稱せられると同様に、紙幣の濫觴についてはこれを唐宋の時代に求め得べく、即ち J. Edkins によればその著に先づ次の句より筆を起さしめたのである。¹⁾

Bank forms were invented by the Chinese. In banking operations the Chinese, by the use of printed and written notes representing money have been the teachers of the Europeans.

併し乍ら佛蘭西革命時のアッシナ紙幣 (assignats) が公債或は約束手形の實質を有したる如く、²⁾ 支那の紙幣は往々にして爲替手形其他の支拂手形に類する性質以上に出で難かつたものであり、現代的意義に於ける紙幣としてその存在を求めるならば、清朝末季に至り海外關係の密ならんとせし頃以降に屬するのであつて、外國側銀行

1) J. Edkins, *Banking and Prices in China*, 1905 p. 1. S. R. Wagel, *Chinese Currency and Banking*, 1915, p. 145

2) Noble Foster Haggson, *Banking Through the Ages*, 1926, pp. 122-123.

の上海、天津等に設立され、それ等により發行されたる紙幣に促進されて支那自體の近代的兌換銀行券の發行を見るに至つたものである。支那に進出せる最初の外國銀行は咸豐七年（一八五七年）上海に設置されたる麥加利銀行(Chartered Bank of India, Australia & China)であつた。其後匯豐銀行(Hongkong and Shanghai Banking Corporation)、有利銀行(The Mercantile Bank of India, Ltd.)、東方匯理銀行(Banque de l'Indo-Chine)、橫濱正金銀行、德華銀行(Daishich Aasiatische Bank)が同治、光緒年間に各々歩を伸してゐる。支那自設の新式銀行としては光緒二十三年（一八九七年）盛宣懷によりて創設されたる中國通商銀行(The Commercial Bank of China)を支那私立新式銀行の鼻祖とするのであり、爾後十年即ち光緒三十二年戸部始めて戸部銀行(The Bank of the Board of Finance)を設立したのであるがこれが大清銀行(The Ta Ching Bank)に改名され、やがて中國銀行(The Bank of China)となつたものであつて、戸部銀行は支那中央銀行の先聲とされる。³⁾

凡そ紙幣の發行たるや今日主要國の實例は殆んど銀行をして爲さしむるものであるが、又政府自ら行ふ場合もある。支那についてこれを見れば、銀行券としての發行は清末より語り得るのであり、それ以前は錢莊、銀號等の舊式金融機關の發行票を認めるとも、これは爲替手形乃至は支拂手形の域を出でず、紙幣としての態様を備ふるに近きものはこれありとしても寧ろ國家自らが爲したものであつた。これが經過につきて略述するに次の如きを知る。

二

支那の紙幣は既に早く唐代の飛錢乃至宋季の交子、會子、元明の寶鈔としての存在があると傳えられる。併し

3) 王孝通著、中國商業史、p. 224. 吳承禧、中國的銀行、p. 2. Kuo Sung Chuan, Paper Money, 1938, p. 48.

唐代の「飛錢、鈔引」は草宋元によりて註せられたる如く、「飛券鈔引」は「今之滙票支票、非紙幣之性質」にして爲替手形或は小切手の類に相當するものなるべく、飛券鈔引は「商賈執券引以取錢、而非以券引爲錢也」であつて引替によつて金錢受取をなせしも金錢そのものではなかつた。⁴⁾されば紙幣としての存在は降つて、十世紀の頃即ち宋代に於ける「交子」金代に於ける「交鈔」元代並に明代に於ける「寶鈔」に求められるのであり、草宋元によれば「宋慶歴以來、蜀始有交子、建炎以來、東南始有會子、自交會既行、直以楮爲錢矣」と云ふ。⁵⁾宋の慶歴以來蜀に始めて「交子」があつたわけであるが、「宋眞宗時、蜀人以鐵錢重、私爲券、謂之交子、以便貿易、其後爭訟數起、乃改爲官造、禁民私造、置交子務於益州、是爲行鈔之始、大觀元年、改名錢引」とあつて鐵錢重きに代りて、私造券として先づ交子出で後に官造に改められてゐるが兎に角鈔として最初のものとなつてゐる。⁶⁾これは通用期に限あり、發行額の制もあり、準備金も定められてはゐたけれども、大觀年中準備金を蓄えずして増發したるため、この引一緡(千文を以て緡と爲す)は十數文に激落した。この錢引は鈔として今日云ふ所の紙幣の概念に近接したものであつたが南宋高宗時に通行されたる「會子」は稍々趣を異にしたものであつた。即ち會子は當初意のありし所は茶鹽鈔引の類であつて、引を憑として茶鹽を取るに供せられたものであるから、會子は錢と爲したものではなかつたが、其後會子は一貫文より二百文に至る各種が造られて、公私賣買支給に供せられ、流通力擴大して「遂以之代見錢」となり錢に代るものと見られたとも云ふ。この會子についても通行年月の制、發行額の定あり、當時既に銅板のありしを傳ふるを「詔會子庫將第四界銅板接續印造會子二百萬、又按元史食貨志、元初印鈔、用木爲板、世祖中統十三年、鑄銅易之、是銅板宋元時已有」⁷⁾に見るが、會子は發行額増加し、結局準備維持の稱提に

4) 唐代の紙幣として大唐寶鈔ありしも傳えらる。
5) 草宋元著、中國泉幣沿革、p. 65. Kuo Sung Chuan, ibid. pp. 1-2, p. 48.
6) 前掲、中國泉幣沿革、p. 65. 前掲、中國商業史、p. 132.
7) 前掲、中國泉幣沿革 p. 66.

策を得なかつた。其他四川の川引、兩淮の淮交、湖廣の湖會等が行はれたが或廢或用、號令反覆、民聽疑惑して、收換更迭されたるも、彌縫愈多くして結果愈々價格を低落せしめ、流弊、宋末に及べるを語る。同時に金は楮幣を河南に行使して居り、これを「交鈔」と謂ふてゐるが、河を過ぐれば錢が用ひられて鈔は用ひられなかつたものの如くである。⁸⁾

元太宗八年交鈔の印造あり、憲宗三年には交鈔提舉司が設けられ、世祖は始めて鈔法を定めてゐるが、これを「中統寶鈔」と稱して居り、この寶鈔については通用年月の限定なく、流通區域の制限なしとしてあるから紙幣としての職能が擴大せられたるを「初、宋之會引關鈔均有新舊收換年限、至理宗淳佑七年、始詔會子不更立限、永遠行用、元世祖采此制、又未時會引不能出其發行之境、元世祖始令寶鈔諸路通行」⁹⁾に見、稅賦の收受も許されたのであつた。Marco Poloの旅行記に支那人の紙幣使用が奇異に書かれたのもこの頃のことであるが、元鈔は低落相次いだのであつて、至元年間發行にかかる「至元寶鈔」は「金鈔子」とも稱せられて中統鈔と共に流通したるも、武宗の至大二年には中統鈔も至元鈔も均しく物重鈔輕甚しく、更に「至大銀鈔」を頒つてゐるが結局鈔法は紊亂し、民怨已に深かつた。順帝至正年間に更に「至正交鈔」を發行し、丞相托克托の言によつて、鈔法を更めて楮幣一貫文を以て銅錢二千文とし鈔を母と爲し錢を子と爲してゐるが久しからずして物價の騰躍あり、民間は實物交易を行つて公私共に鈔は鬱積し、楮幣の發行も救窮策たり得ず、鈔至錢出、鈔出錢入の理を離れて徒に嚴刑を加えて窮民に流通を驅りたるため、刑愈嚴而鈔愈不行となり、元の對策を誤りて卒去せし所以なりと評されたのである。章宋元はこの間の經過を註して「統觀元代鈔法凡四變、初爲中統更以至元、已五倍於中統、再更以至大、

8) 前掲、中國商業史、pp. 140—144。
9) 前掲、中國泉幣沿革、p. 66。

又五倍於至元、至大銀鈔旋罷、而至元中統之鈔、實終元世行之」と要約してゐるが、究極に於て元鈔の濫は宋と異なるものではなかつた。¹⁰⁾

明代に入りては太祖の洪武年間鈔法が定められ、寶鈔提舉司を設けあり、「大明寶鈔」が造られてゐる。鈔一貫は錢千文に、銀一兩に當ることとし、鈔四貫が黃金一兩に準ずる制であつて公納に使用せしむるに當りて銀、錢、鈔兼收の割合其他も規定されてゐたもので、その法定比價も一定し、規制整齊たるものがあつたが程なく民間では重錢輕鈔の風起り、政府は錢鈔相權の理を誤りて竟に錢を棄てて紙幣を行使せしめんとし永樂以後は屢鈔法不通なるを以て種々強迫の策が施されたのであつた。邱濬の云へる「偽鈔一貫、所費之直、不過三五錢、而以售人千錢之物、民初受其欺、繼畏其威、勉強從之、終莫之行、非徒不得千錢之息、并與其三五錢之本而失之、且失人心而召亂亡」は紙幣製作費すら得られざるに至りしのみならず、人心を失ひて亂亡に陥り、圖法の案前代未曾有なりしを語るのである。而して穆宗の時には、寶鈔不用已に百年に垂んとすと傳えられてゐる。尤も倭倅には従前通り、鈔が用ひられて居り課税の一部には鈔が收められてゐるが鈔そのものゝ占むる地位は弱きものとなつて居り、殊に鈔が紙の完損によりて値が異つたものであつた。即ち「惟俸糧支鈔如故、課程亦鮮收鈔者、崇文門稅課收鈔、分五等、新好鈔爲一等、破損者以次減等、鈔以紙之完損定値、亦奇聞也」と。¹¹⁾

清に入りては當初、宋元明の弊に鑒みて鈔法は用ひられなかつた。たゞ順治年間に暫行鈔法があるが數年にして停止して居り、嘉慶年間に學士蔡之定が楮票發行を請ひたるに、妄言亂政のものなりとして戒しめてゐる程であつた。然るに咸豐年間に及び、戶部は軍需急迫なるものあるにより「銀票」を暫行するを許してゐるが、これは

10) 前掲、中國泉幣沿革、p. 68. 前掲、中國商業史、pp. 159—160.

11) 前掲、中國泉幣沿革、pp. 68—69. 前掲、中國商業史、pp. 168—169.

「官票」とも稱すのであつて、各省の質屋、雜貨商の資本、現存穀物を銀兩建として銀票を給したる仕組なるものゝ如く、別に「錢票」が發行されて「錢鈔」とも稱し、北京城内外に資を求めて、官銀錢號を設立し國庫より資本として銀兩が發給され、戶工兩局よりは基金を給して、票の兌換準備となさしむる等のあることがある。併しこの如く咸豐年間には朝廷は鈔法を勵行せしむる所ありたるにも不拘、紙幣の流通に未だ阻滯あり、推行鈔票章程を議准してこれが流通を擴大せんとしたるを知るのであるが、當時銀票即ち官票、錢票即ち錢鈔の外に戶部發行する所の「寶鈔」があつて、官票、錢鈔は流通圓滑ならざりしも、寶鈔の方は寧ろ流通暢行せるものゝ如きを傳ふ。

清朝に入りての動向を要約せば、咸豐年間に紙幣發行に努力を拂ひし跡を見るのであるが、それは既に紙幣發行の形態は國家自らこれが發行に當りし先代の紙幣乃至清の咸豐に於けるものとしても寶鈔の如きとは趣を異にして右の官票、錢鈔は所謂銀行券に近づきつゝあつたのである。即ち以上の沿革に徴するに、舊式金融機關發行する所の紙幣類似證券を除けば清朝末季までは國家紙幣の一種に屬したるものであつたが、咸豐年間の銀票並に錢票は官銀錢號をして收放兌換の機關としたるものであるから近代銀行券に近きものとなつて居り、これより各省官商銀行號は往々紙幣を發行してゐるがその流通市面は未だ一省、又は一城以上に及ぶものではなかつた。

三

支那の紙幣は時間的に早くその起點を認めることは出来るが、それは紙幣類似券としての生成であり、往々それは支拂手形の域を脱し難いものでもあり、又倉庫證券の如き機能以上に出で難いものであり、漸く紙幣に近きものゝ存在を認め得るものあるに至りしも、それは國家の發行にかゝるものであり、銀行券に近きものは僅に認

め得しにとどまつた。かくて近代的銀行の發行兌換する如き銀行券としての生成機縁は嚴密には光緒年代の中葉に至るまでこれを求め得なかつたが、支那に於ける外國銀行の發行する銀行券がこれが促進をなすものあるに至つた。即ち支那自身の發行せし過去の紙幣の不評なりしに反して外國銀行の發行する銀行券がよく民衆の信用を博するに及び、兌換券發行の利益を支那商民の間に於て享受せんとするの議起り、光緒二十三年（一八九七年）中國通商銀行創立せられ外國銀行の先例に倣ひて兌換券を發行してゐるが、これが新式組織にして私立銀行としての兌換券發行の最初のものと言はれる。爾後は所謂新式銀行なるものが續々設立されて、これ等の銀行の何れもが兌換券發行の特許を得て銀行券を發行するに至つてゐるが、¹²⁾ 本稿では主として幣制推行の樞紐として設けられたる戶部銀行、後の大清銀行についてその發券事項を取扱ふことにした。

光緒三十一年（一九〇五年）二月、給事中彭述は西歐の銀行鈔票發行に關して奏請する所あり、三月二十三日戶部は議准覆奏してゐるが、これには十分の三の正貨準備、其餘の保證準備についても載する所があつた。並に紙幣製造について奏請する所があつたが、それは北洋官報局につきて戶部銀行鈔票の製印を行はんとするものであつた。これが支那に於ける中央政府の下に戶部銀行なる中央銀行兌換券の端を發せるものなりと云はれる。¹³⁾ 戶部銀行の設立せられしはこれより先、光緒二十九年振貝子、那桐、張允言なるものを日本に派遣せるに端を發したるものゝ如く、三氏は日本の財政、幣制の狀勢を視察して歸國の後、財政處を設立し、財政處は中央銀行の設立を以て大本とし、¹⁴⁾ 戶部銀行創設の機運は熟し光緒三十年一月二十八日の上奏となつて中央銀行設立が請願されてあり、同年三月戶部奏定せる試辦銀行章程三十二條、三十四年正月度支部奏定せる大清銀行則例二十四條に進

12) Wen Pin Wei, *The Currency Problem In China*, 1914, p. 53.

13) 小高正一、支那に於ける兌換券に就て、經濟評論昭和十年一月 p. 161 Kuo Suag Chuan, *ibid.*, pp. 48-49.

14) 前掲、中國泉幣沿革、p. 71.

15) 支那經濟學會、支那新式銀行、p. 59.

展し、銀行監督張允言右則例を復準して大清銀行詳細章程四十條を擬定してゐる。

光緒三十年正月の戸部試辦銀行摺奏には幣制整齊をなすには通貨の轉運關鍵を戸部の出納に本源を求めてゐるのであつて、それについては銀行を設立してこれに操縦維持せしめて暢行無阻を可能なりとするのであり、各省富商の設くる票號錢莊はありとも、特に公家の銀行を設けて相與に維繫するに非ざれば國用盈虚の際用を果し得ざるとし、戸部は銀行を設けて財幣流轉總匯のところたらしめんことを強調する所があつた。

同年三月の戸部擬訂試辦銀行章程摺奏にも幣制と銀行とは相輔の關聯にあり銀行非ざれば各幣暢行出來ざるを述ぶること強く、中央銀行の職責を「銀行之責在於整齊幣制、劃定價值、既不便於市儈之把持、亦有碍於官吏之中飽」即ち幣制整理、價值劃定に置き仲介者や官僚により壟斷さるゝなきを期してゐるが、それは各國銀行章程を參照採擇し試辦章程三十二條を記載して御覽に恭呈したものであつた。これによれば第一條に於て資本銀四百萬兩であつて分つて四萬株とし、毎株は庫平銀一百兩とし戸部が二萬株を引受け、殘額二萬株を官民均しく應募し得ることとし將來増資を必要に應じて行ひ得ることになつてゐた。尙紙幣に關しては第二十條以下に於て發行紙幣の種類より強制通用力乃至現銀兌換、偽造紙幣防止に關して規定する所があつた。因みに同行紙幣は試辦銀行章程第二十條に依れば、庫平銀兩票五種、これに準じての銀圓票其他銀兩等票、票據があり「本行擬印紙幣分、庫平銀一百兩、五十兩、十兩、五兩、一兩五種、通行銀圓票亦如之、此外因便商民起見亦可出市面通用平色及百兩以上銀兩等票、以及各種票據」が規定されてゐた。

咸豐年間、官銀號の發行券あるに至つて、支那に於ける紙幣の歴史はこゝに近代的銀行兌換券の性質が添加さ

れたのであつたが、光緒三十年戶部銀行設立の動機を生じ三十一年北京、天津、上海に開辦されたるにより、支那に於ける銀行兌換券の發行はこゝに中央發券銀行機構を加味することになり、その成否は別として、こゝに中央銀行兌換銀行券の起源を醸成したのであつた。

戶部銀行は既述の如く光緒三十年正月二十八日の試辦銀行章程に端を發したものであつて、總辦は張允言、副總辦は瑞豐であり、三十一年秋八月二十九日に北京西交民巷に於て北京總行が開辦され、同年九月天津北馬路に天津分行、同年十月上海英租界漢口路に上海分行が設置され、爾後逐年漢口、濟南、張家口、奉天、營口、庫倫、重慶、南昌、杭州等其他重要都市に分行其他に分號が設けられた。これが第一次事實報告によれば資本は四百萬兩を折年して官股二百萬兩、商股二百萬兩となしたるものなるが開辦の始に於ては商股なく、官股の四分の一即ち銀五十萬兩を以て北京、天津、上海三行の開辦資本となしたものであり、光緒三十二年秋冬の間に至つて始めて商股の應募あり、先づ商股二百萬兩の四分の二庫平銀一百萬兩を得て官股亦四分の二庫平銀一百萬兩に増補し、官商股本銀二百萬兩を得て所在地商務の大小に應じ割當てゝゐるが、北京總行は二十萬兩、天津分行は十萬兩、上海分行は二十萬兩、漢口分行は二十萬、兩濟南分行は十萬兩、張家口分行は十萬兩、奉天分行は二十萬兩、營口分行は十萬兩、庫倫分行は二十萬兩にして殘餘六十萬兩が其他の各分行の擴充資本となつたのである。而して第三次事實報告によれば、光緒三十四年未拂資本銀二百萬兩の拂込が行はれ、更に新株六萬股が官商折年にて加へられることになり、先づ三百萬元が拂込まれて、後期拂込銀中の百五十萬兩を同行預金として存せるものゝ如くである。¹⁶⁾¹⁷⁾

16) 大清銀行總清理處編、大清銀行始末記、pp. 55—58.
17) 新株については股票市價表を按ずるに宣統二年八月全額拂込濟となりたるもの如し。

四

戶部銀行は三十四年正月の上奏によりて同年七月一日大清銀行と改められてゐるから戶部銀行としての紙幣印刷發行のことはその経過中に大清銀行を發行機關とすることになつたのは勿論である。この戶部銀行の奏改については度支部釐訂銀行則例摺奏にその記録を求め得る。¹⁸⁾

(上略)一爲國家銀行由國家飭令設立與以特權、凡通用國幣發行紙幣管理官款出入擔任緊要公債、皆有應盡之義務(中略)臣部所設銀行原名戶部銀行即爲中央銀行、現臣部已改爲度支部、擬改銀行之名曰大清銀行則例二十四條(下略)

大清銀行則例によればその第一條に於て増資の結果資本金は一千萬兩となり、應募者は一應本國人即ち清國人に限局されてゐた。

第一條 大清銀行就戶部銀行改設、原有資本銀四百萬兩、擬再添六百萬兩、合共一千萬兩爲十萬股、股票概用記名式、由國家認購五萬股、其餘限本國人承買、至貿易擴張續行增加資本之時、應由股東總會決議、准、度支部添招招股章程、由大清銀行自定、但不得招他國人民入股、亦准股東、將股票轉傳於他國人

大清銀行の營業事項は近代的新式銀行のそれと軌を一にするものであつてこゝにこれを問ふ要はないのであるが第六條に於て國庫事務を有すること中央銀行たるの機能を賦與されたるを明らかにした。

第六條 大清銀行得由度支部、酌准定令許其經理國庫事務及公家一切款項、並代公家經理公債及各種證券

この中央銀行として的大清銀行についての紙幣發行權については同則例第五條に規定する所に俟つに次の如きものである。

第五條 大清銀行有代國家發行紙幣之權、但須遵守兌換紙幣則例、另訂詳細章程、呈報度支部施行
兌換紙幣則例未頒布以前、准其暫時發行市面通用銀票

18) 前掲、大清銀行始末記、p. 9.

即ち大清銀行には國家に代りて紙幣發行の特權が賦與されてあるが、それと共に大清銀行は貨幣發行の特權を有してゐることを同則例第七條が載せ、貨幣の製造は度支部に請求してその許諾を得、造幣廠に知照して發行されることになつてゐた。

第七條 大清銀行有代國家發行新幣之責、應隨時體察市面情形、向度支部請領新幣、由部核准、知照造幣廠、分別發放、以資流通

右の規定は通貨發行を政府に代りてなすのであるから通貨發行權そのものは當該政府に屬するは勿論であるが、大清銀行は銀行兌換券發行の特權を享有してゐると云ふに止まらず、それは中央銀行としての建前に於て大清銀行券を發行する仕組に置かれたものであつた。

この大清銀行則例二十四條は光緒三十四年正月の度支部の奏定にかゝるがこれは中央銀行條例に該當するものであり、更に詳細規定を載する所の中央銀行定款に該當するものは大清銀行詳細章程四十條であつて銀行監督張允言が右則例に準據して擬定した。

かくて則例第二十條に基き詳細章程は股東會議即ち株主總會の議決を経て度支部の許可を得、宣統元年七月十三日より施行され、先きの試辦章程に代ることになつた。

第二十條 大清銀行應照本則例之旨、自定詳細章程、呈請度支部覈准章程、有應行改動之處、須開股東總會議決、呈請度支部施行

度支部覈准現行詳細章程劄文

(上略)據大清銀行正監督張允言等、呈稱遵按大清銀行則例第二十條、照本則例之旨、擬定詳細章程、經股東總會議決、呈請覈定前來查所、擬大清銀行章程四十條、均屬周妥與則例亦無不合、准其行頒各一律遵守至該行原定、試辦章程三十二條應即取銷、(下略)

大清銀行定款とも云ふべきこの詳細章程につきて紙幣關係の規定を抽出することは既に則例について見たる所と固より相異する結果とはならぬは勿論であるから、たゞ若干の記載を加えるにとどめる。

第三十三條 本行有代國家發行紙幣之特權、俟幣制劃一、再行遵守兌換則例、另訂細章、呈准度支部施行、現暫行使用一百兩五十兩十兩五兩一兩五種銀票、其通行之銀圓票亦如之、此外因便商民起見並可出市面通用平色及百兩以上銀兩等票、以及各種票據

第三十八條 本行有代國家發行新幣之責、應隨時體察市面情形、向度支部請領新幣、由部覈准、知照造幣廠、分別發放、以資流通

大清銀行の通貨發行權はかくの如く賦與されたるものであつたが、大清銀行券の表示價格を如何にして維持すべきかは極めて慎重なるを要するものであつた。同詳細章程に於ては同行銀兩票、銀圓票への強制通用力につき第三十四條、公納に關しては第三十五條に於て左の如く規定した。

第三十四條 本行分設省分即爲本行權力所及之處、凡本行銀兩票銀圓票、公私出入款項、均准一律通用、應繳一切庫款官款均准以本行票紙、照繳或全用或塔用與現銀無異、各該省如有解部之款亦准一律解兌、倘有官吏商民故意挑剔折扣者、京師准稟度支部、外省稟知該省督撫、從嚴參辦

第三十五條 度支部出入款項、均可交由本行辦理、凡有可用票紙收發者、概用本行發行之票

次で第三十六條に於ては同行發行にかゝはる各票について兌換請求へ即時應諾すべきこと、兌換に當りては幣制劃一に至るまでは當日の市價に依るべき旨を掲げた。

第三十六條 凡持本行各票來行兌現者、均即登時兌給、不得稍有遲延、其有持此行之票至彼行兌換者、幣制未經劃一以前、均須按當日行市兌給

これが偽造防止のためには嚴罰以て臨むべきは第三十七條に、制幣價值整齊權の所在を明らかにしてこれが攪

亂行爲への嚴懲は第三十九條に於て夫々その意圖を示す所があつた。

第三十七條 如有偽造本行各項票紙者、無論何項人等、一經查明送官、按律從重罰辦

第三十九條 本行有整齊制幣價值之權、凡遇市面把持塊斷有將各項制幣價值任意拾抑者、本行得以稟請從嚴懲辦、公定價務使幣價一律以維國法

五

大清銀行則例によれば大清銀行には紙幣發行權が賦與されてゐるが、それについては兌換紙幣則例を遵守すべきことが要求された。

第五條 大清銀行有代國家發行紙幣之權、但遵守兌換紙幣則例、另訂詳細章程、呈報度支部施行

大清銀行の紙幣につきての兌換紙幣則例は宣統三年五月度支部の奏定せし所であつて、紙幣の發行兌換を大清銀行の管理に置き紙幣を統一せんとするものであつたが、その摺奏文について特に四つの要義を知る。紙幣發行のことは國家に屬する特權ではあるが、政府自らこれを行はず、中央銀行に委託して行はしむるものであり、その發行機關としては大清銀行に統歸せしむるを第一要義とする。

發行紙幣固屬國家特權、而政府要不可自爲經理、近世東西各國大都委之中央銀行獨司其事、誠以紙幣關係重要、倘發行之機關不一、勢必漫無限制充斥市面、物價因之奇昂、商務遂以不振、貽害於國計民生、何堪設想、現擬將此項紙幣一切兌換發行之事、統歸大清銀行管理(下略)

紙幣發行は準備額を以て發行額とし緊急時に際しては銀行が市情に即應して度支部の許可を要するが第二要義である。

(上略)其在平時、自應以準備數目爲發行數目、一遇銀根奇緊需要較多、卽由銀行體查市情酌量增發、其應如何明示限制之處、屆時由部核定以資遵守、必使銀行任接濟市面之責、而仍不准有任意濫發之弊

次で發行準備については正貨準備と保證準備の緊要なるを説きたるが第三要義である。

紙幣之流通全恃兌換以維信用(中略)而於準備金尤爲最嚴之監察、中國發行紙幣專屬創圖、萬不可稍涉空虛致失國家信用、現擬於現款準備以外、概以有價證券作爲擔保、必使銀行於孳生利息之中、而仍不失保全信用之道

紙幣發行についての税銀の規定であるが、これは限外發行税とは趣を異にしたる昔時の造幣益金(Mint Charge)に該當せる向があり、税銀を國家應得の利益とし、然も税率輕減を考慮に置き農工商に阻碍を避けんことを第四要義としたのである。

發行機關既已委之銀行、則酌收税銀亦屬國家應得之利益、惟收税之法考諸各國不外發行稅餘利稅二種、發之中國情勢民力既瘠、利率復昂、倘更按發行成數、以徵稅銀、則銀行必以借貸爲難、恐不免於農工商業多所阻碍、應請於紙幣發行之次年起、視銀行所得餘利、按年徵收若干、並以税率分作三期遞進、必使銀行於稅額增長之時、而仍不覺義務負擔之重

右四個の要義を基底として幣制調査局にて検討し兌換紙幣則例十九條を上奏し御覽に恭呈したのであるが、左に兌換紙幣則例の要點のみを抜萃して既述する所の補足とする。

第一條 兌換紙幣照大清銀行則例第五條、由大清銀行發行名爲大清銀行兌換券、可在大清銀行照數兌換國幣

第二條 紙幣之種類爲一圓五圓十圓百圓四種、其各種發行數目及以後添加種類、應由大清銀行呈請度支部覈准

第三條 大清銀行應照發行紙幣數目、當時存儲五成(五割)、現款以備兌換、其餘亦須有確實之有價證券爲準備(下略)

第五條 凡官款出入及一切商民交易紙幣應與國幣一律行使、不得有貼水、折減情事、違者按國幣則例第二十三條從嚴處治

第六條 凡遇市面緊迫、大清銀行得於第三條發行額以外添發紙幣、惟必須呈明度支部覈准、並照額外發行數目按年納稅百分之六、或由度支部臨時酌定稅率

如遇市面紙幣過於需要之數、應飭大清銀行酌量收回

第七條 凡持有紙幣者、得向大清銀行總行或分行、於營業時刻內隨時兌換(但舊幣)

新幣尙未鑄造足用時、或在新幣未經流通之處、有以紙幣向大清銀行兌換現款者、該行得照國幣則例第十三條、以國幣一圓五角、合庫平足銀一兩、再合該處通用銀圓銀兩付給

第八條 新幣發行之際、凡持通行銀圓銀兩兌換紙幣者、應照國幣則例第十三條、折合國幣、即照國幣數付給紙幣

第十七條 大清銀行既管理發行紙幣事項、應於發行後從次年正月始、每年將總餘利除去常年官利六釐外、按成數分三期納稅、以發行年分之後五年爲第一期、每年繳納七釐、第六年起第二期、每年繳納二成、至公積與資本相等時爲第三期、繳納三成

其他破損紙幣の取扱につき全數兌換(第十一條)、半數兌換(第十二條)、不兌換(第十三條)の規定乃至は偽造變造に對する嚴罰(第十四條)は別に取立て、記録する要を認めないが第十六條は注目に値するものがある。

第十六條 紙幣因行使以致汚染毀損難以通用時、向大清銀行交換者、不取印刷紙料費

紙幣と鑄貨との兌換に非ずして紙幣の汚染毀損せるもの、取替について手数料を徴せしは一見奇異に感ぜられるものではあるが明の太祖洪武九年に鈔法即ち紙幣法を制定せる時の記録には凡そ鈔にして破軟すと雖も貫百分明なるもの即ち汚損ありとも價格表示の分知し得られるものは民間の取引にも官廳の公納にも行使が許容されて居り、貫百昏爛せるもの即ち價格表示の判然せざるものは入庫換易が許可されてゐるを語る。此の際「每貫收工墨直三十文、五百文以下遞減之」を知るのであつて、印刷紙料費とも稱される取替費が寶鈔一貫につき三十文を徴せられてゐるのであり、明末、穆宗の頃北京崇文門に於ける稅課收鈔に於ては、「分五等、新好鈔爲一等、破損者以次減等」は寶鈔の完損によりて價格を異にしたるを思はゞ兌換紙幣則例第十六條の明文が特に興趣を添えるのである。¹⁹⁾

19) 前掲、中國泉幣沿革、pp. 68—69。
現に廣東では變態的割引相場が現出して新紙幣と使ひ古された舊紙幣との間では七乃至八圓見當の對軍票交換差が生じてゐると云ふ。(大阪朝日新聞昭和十五年五月四日參照)

然らば中央發券銀行としての戶部銀行の紙幣製造、發行は如何にして實施されたか。大清銀行總清理處の記録によれば、光緒三十二年四月大清銀行は商務印書館に紙幣印造を委託して居り、商務印書館は匠人を選びて北京總行に赴かしてこれが印造に當り、總行亦員を派して監査し冬十月、銀兩票、銀圓票各々若干の印が成り、宣統元年には米國紙幣公司に銅板による銀圓票印造を委託してゐるが、東三省に於ける發行のものを除いては未だ大清銀行は之を行使せずと謂ふ。²⁰⁾

章宋元によれば三十二年二月戶部は員を派し日本に赴かしめ紙幣印刷事項を考査せしめんことを上奏して居り、五月には造紙廠に印票をなすについて廠局を分設せんことを奏請したと云ふ。而して三十三年三月には印刷局及び造紙廠創辦についての上奏ありとして、それは清河に印刷局を設け通州に造紙廠を置かんとするものであつたが、改められて北京に印刷局を、漢口に造紙廠が設置される規定となつてゐる。かくして巨額なる經費を投じて夫々進行を見ることになつたが、造紙廠の辦理は其人を得ずして、開辦數年、未だ鈔票需用される特別紙質のものを製造し得ず、印刷局は其後漸く凹板の鈔票を自造し得るに至れるも、大清銀行(戶部銀行より改稱)需用の鈔票は、その大半を米國に於ける製造にかかりしを傳ふ。²¹⁾

大清銀行紙幣は銀兩票、銀元票二種に分たれるは既述したる所であるが、開辦以降半年毎に總結をなし「俱以銀兩票計」を以て發行總額の數字が算出されてゐるものよりその總計數のみを左に掲出することとした。但しこれは銀兩票、銀圓票についての數字であつて、この外に大清銀行紙幣の一種とも見らるべき錢票についてはその數字を知り得ない。因みに錢票は濟南分行並北京阜通東兩兩號の發行せるものだけであつた。²²⁾

六

かくて大清銀行の發券たるや一應其の緒につきたるも他面大清銀行紙幣則例第五條但書に「兌換紙幣則例未頒布

20) 前掲、大清銀行始末記、p. 160.
21) 前掲、中國泉幣沿革、p. 72.

紙幣發行數目比較表²²⁾

年次	銀兩票	銀元票
第一次	五七、元四、五八〇	三、九〇、八〇〇
第二次	四七、〇〇、四〇〇	三、九〇、八〇〇
第三次	一、五四、四六、三〇〇	一七、五五、二〇〇
第四次	一、八四、三三、〇〇〇	一三、八〇、六〇〇
第五次	二、八三、一〇、〇〇〇	一〇、八九、四七、七五〇
第六次	三、五七、六〇、六二七	二、四四、六三、七五〇
第七次	一、六三、八〇、三三八	三、二六、九六、二四〇
第八次	三、〇八、九四、七三二	四、八四、八七、五七〇
第九次	三、〇四、〇〇、四三三	五、六四、九六、三三〇
第十次	二、九二、〇四、七三三	八、七〇、五二、〇五五
第十一次	二、四三、九六、六六一	一三、四九、九七、八九八
第十二次	五、四八、九〇、七五九	

以前、准其暫時發行市面通用銀票」と云へる如く、兌換紙幣則例頒布以前に於ける鈔票は暫時その流通を許容されたのであるから、流通市面には雑多な紙幣乃至類似證券が云はば在來の慣行貨幣として併行的に流通したものであり、事實大清銀行の紙幣發行統歸の策は固より強化されたる域には到達してゐなかつた。

戸部銀行が既に中央銀行として紙幣發行の特權を賦與されたものなるは上述の如くであつたが、光緒三十一年の試辦銀行章程に、中國の商務未だ未熟にして銀行經營に知識乏しく中央銀行を設けるとも從來の舊式銀行發行券を禁じ難く、中央銀行紙幣の流通無滯は數年後なるべきを、銀行甫設又勞難、遽禁商號出票官中行用紙幣、恐一時未能取信商民、必須極力設法昭示大信、數年以後或可望商情漸通流行無滯」豫め語つてゐるのであり、第一次事實報告に於て開辦初一年の營業成績に於ても漸進的態度以上に出で得ざりしを「銀行本有發行紙幣之權、現在幣制未定、各行暫行通用銀元銀兩等票、商民尙屬信用即可爲異日承辦公債票之基礎、此銀行有裨益於公益之情形也」に見る。

清末に於ける支那側新式銀行としては先きに記述せし中國通商銀行の如きあり、これは民營なりしもその業績

22) 原表には北京總行始め各分行別に掲載す。本表には疑點あるも、ここではこの種の一參考資料として掲出す。
 23) 前掲、大清銀行始末記、p. 154, p. 160.

は寧ろ大清銀行を凌ぐ所ありたるもの如く、尙當時紙幣發行權を有せしものとしては光緒三十三年十一月郵傳部奏設にかかる交通銀行があり、銀兩、銀元票の發行が許されて居り、光緒三十年創辦の奉天官銀號も紙幣發行をなし、宣統元年官帖局並官錢局を合併成立の吉林官錢號或は光緒三十四年設立の黑龍江官銀號、光緒三十年開辦の黑龍江廣信公司も前清時夫々紙幣を發行してゐた。更に前清時の設立銀行には直隸銀行、浙江銀行其他があり、或は紙幣を發行し或は既發紙幣の回收を行つたがこれ等については省略する。

清末に於ては各省銀行、官銀號、官錢局別途に於て各埠外國銀行は何れも紙幣を發行してこれを市面に流通せしめたのであつて、銀元票あり、銀兩票あり、小洋票あり、銅元票あり、制錢票ありの狀態にして、或省の紙幣は當該省内を通用範圍とし、他省に携出せば貼水即ち割増なくしては流通せず、或は貼水あるとも流通し得ないのであつた。²⁵⁾ 紙幣が複雑なる情形より脱出し得ざる根底には銀銅幣そのものの統一問題も要請さるべく、これなくして紙幣の統一を獨り先行せしめ得るかは難思されるのであり、更に紙幣統一問題の背後には所謂廢兩改元の生成機縁も求め得らるべく、紙幣をして時により、地を異にして相場を變ぜしむるを防止するは永く不可能なるままに持續せざるを得なかつた。

かくの如く紙幣乃至これが類似證券に於て紛紜たるものありしと共に、銀兩の品位一定せず、亦銀圓の種類、地方によりて相異したるを以て大清銀行の紙幣それ白體が總分行所在地の習慣に従はねばならず、通用地域を制約されざるを得なかつた。これを、大清銀行の紙幣について見るに、大清銀行總行分行間の紙幣には地域間の障害は解除され得たものでなく、僅かに東三省に期待の一部を實現し得たるにとどまる。

24) Jeremiah W. Jenks, *Gold Standard in International Trade*, 1904, pp. 47-48.
25) 程振基、紙幣統一與發行紙幣制度之研究、社會科學季刊第一卷第三號 p. 507

大清銀行之紙幣、其爲某行發行者、即在某行兌換現銀雖與票面之數無所出入、顧其紙幣既隨各行所在地之習慣、而有不同故凡持甲行紙幣至乙行兌換現銀者、乙行必按當時匯水市價、而伸縮之否則不豫兌換、此大清銀行之常例也、營口奉天長春三行分行立有互相兌換紙幣之約、凡持營口分行發行之銀圓票至奉天或長春兩分行兌換者、不收匯水、即豫現銀其持奉天或長春分行發行之銀圓票至營口分行兌換者亦如之、此則大清銀行之變例也。²⁶⁾

支那紙幣の發行は先きに國家より發行されたるものが明末、紙幣を發行することが不可能な事態に陥り、漸に入りても嘉慶十九年學士蔡之定が楮票の發行を請ひたる時政府は前代の弊を擧げ妄言亂政のことと諭した程であつたのは先に言及せし所である。²⁷⁾而して清朝全時期を通じて、銀行券の發行を近代的基礎に於て調整するために斷乎的手段又は建設的手段が講ぜられたことは一度もなかつたと云つてゐるが結果に於ては民國革命により阻止されたけれども、清末、一應の紙幣統一の意圖ありしは敍上の經過に徴することが出来る。宣統三年五月度支部が兌換紙幣則例についての上奏文の一節には「竊維推行幣制當以紙幣相輔而行、既便人民之取携、復省國家之鑄本、利益殊非淺鮮、惟是紙幣一項學理既極精深、事實尤爲繁蹟、倘辦理不善將利未見而害先形、唐代之飛錢、宋季之交會、元明之寶鈔、其用意未嘗不善徒以法制未密、流弊遂滋、可爲前車之鑒」して新なる意圖を知るのである。

漸く清末に至りて二應、銀行兌換券としての發行されるものあるに至つたが、紙幣統一に關しては支那の新鑄貨幣に伏在する問題を拾ふと共に紙幣そのものの統一にも更に次の二様の方途が示され得る。即ちその全國紙幣を一個銀行の發行に歸屬せしめんと對策上考慮の跡を知る反面、當該銀行のみに唯一の紙幣發行特權を享受せしめ、其他の銀行には紙幣の發行を禁じ難き國情なるに於ては、全國紙幣をして一個單數銀行の發行統歸不可能に

26) 前掲、大清銀行始末記、p. 162.

27) 前掲、中國泉幣沿革、p. 70.

28) E. Kann, Modern Banknotes In China, Finance & Commerce, August 4, 19

37. カン、戰時下文那の貿易、金融 p. 419.

終らんとし、紙幣は全國土に流通可能ならしめんとするものであり、その間貼水、打歩の附せられざる方策を講ずることであつた。

前清末季、中央政府は紙幣發行權の統一を提唱し、單數國家銀行の制を採り、これが具體化を大清銀行に求めんとせしを見るが、又各種の法規も制定され、兌換紙幣則例の如き詳細規定も得られたけれども、宣統三年辛亥革命起るや、大清銀行は改組の運命に逢着した。果して大清銀行の存続は支那の紙幣統歸の強力なる存在たり得しか。金融實權の確立を得ざるままに外國銀行に掌握されつつありしを思はば藉すに時を以てしても大清銀行獨自の力を以てして幣制推行の樞紐たらしめ、紙幣についてもこれが統歸の要請を實現し得たかは幾多の問題を残すのであるが、大清銀行の存在たるや、遂に強權の徹底を見ず、この期間餘りに短かく、民國革命、營業停止のことに至つたのである。